

締約国に関する情報 A O	アンゴラ 一般情報	附属書 B 1 A O
国内官庁の名称	Angolan Institute of Industrial Property (アンゴラ工業所有権機関)	
所在地及び郵便のあて名	Largo 17 de Setembro, Edifício Palácio de Vidro, nº 7, 4º Andar, Ala Esquerda, Caixa Postal 3840, Luanda-Marginal, Angola	
電話番号	(244-222) 04 49 91, (244-922) 40 49 36	
電子メール	iapi1992@iapi.gov.ao	
インターネット	—	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
アンゴラの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局 (附属書C参照)	
アンゴラが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	アンゴラ工業所有権機関	
アンゴラを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案, 追加証	
国際型調査に関するアンゴラの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
アンゴラが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
アンゴラが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	